

## 【公開用】 平成28年 第15回教育委員会（定例会）会議録

※秘密会議の決定があった議案審議、及び審議内容によって個人等が特定される恐れがある発言内容は公開していません。

期日：平成28年12月21日（水）

開会：午前10時00分

閉会：午前11時20分

場所：上天草市役所松島庁舎3階大会議室

### 1. 会議日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名について
- 日程第 2 第14回（11月定例会）会議録の承認について
- 日程第 3 教育長の報告
- 日程第 4 非公開とする審議事項について
- 日程第 5 [議案第66号] 上天草市就学援助費扶助規則の一部を改正する規則の制定
- 日程第 6 [議案第67号] 上天草市特別支援教育就学奨励費扶助規則の一部を改正する
- 日程第 7 [議案第68号] 就学する学校の変更承認について
- 日程第 8 [議案第69号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
- 日程第 9 [議案第70号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
- 日程第 10 [議案第71号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
- 日程第 11 [議案第72号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
- 日程第 12 [議案第73号] 特別支援学級への児童の就学について
- 日程第 13 [議案第74号] 就学援助に係る要保護・準要保護児童・生徒の認定について
- 日程第 14 [議案第75号] 専決処分の報告について
- 日程第 15 諸報告

### 2. 出席委員

山下勝一（委員長）、古川佐奈江（委員）、田中久美子（委員）、松本修吾（委員）、藤本敏明（教育長）

### 3. 欠席委員

なし

### 4. 議場に出席した者

舛本伸弘（教育部長）、中文近（学務課長）、中田清治（社会教育課長）、福嶋光浩（教育審議員）、松尾伸之（学務課長補佐）、大石智奈美（学務係長）、篠田 良（生涯学習係長）、渡辺龍也（学務主幹）

### 5. 教育長の報告の趣旨、議題及び議事の概要、議題となった動議及び動議を提出した者の氏名、質問又は討論をした者の氏名及びその要旨、議決事項 以下のとおり

開会 午前10時00分

○委員長（山下勝一君） おはようございます。出席委員が定足数に達しておりますので、これ

より平成28年第15回上天草市教育委員会定例会を開会いたします。会議日程はお手元に配布してあるとおりでございます。

#### 日程第1 会議録署名委員の指名について

- 委員長（山下勝一君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名に田中委員及び松尾学務課長補佐を指名いたします。よろしく願いいたします。

#### 日程第2 第14回（11月定例会）会議録の承認について

- 委員長（山下勝一君） 次に日程第2。平成28年第14回定例会の会議録の承認についてを議題といたします。みなさんには会議の案内といっしょに配布しておりましたが、何か質疑等がありましたらよろしく願いいたします。よろしいですか。ないようですので、それではお諮りいたします。第14回の委員会会議録については承認することにご異議ございませんか。  
[「異議ありません」という声あり]

- 委員長（山下勝一君） 全員ご異議なしと認め、承認することに決定いたしました。

#### 日程第3 教育長の報告

- 委員長（山下勝一君） 次に日程第3。教育長の報告をお願いします。
- 教育長（藤本敏明君） はい、失礼します。11月から12月にかけて非常に大変なことが多くて大変でございました。姫戸小学校の生きる力推進モデル校研究発表。それから上天草市総合教育会議。それから松島中学校の学力充実の推進校研究発表。それから維和小学校の経営訪問。それから上天草市の人権講演会。それから登立小学校の経営訪問。大変お疲れでございました。その中で人権講演会ですけれども、人数的にはちょっと少なかったのですが、非常に皆さんに好評で良い講演会だったと思います。それから12月は上天草市議会がございまして、一般質問等でいろいろ質問がございました。それから12月17日にいよいよ上天草看護専門学校が落成式を迎えまして、これも非常に素晴らしい校舎になりました。そういうことで皆さん方の出方が非常に多い月でございました。本当にお疲れでございました。以上です。
- 委員長（山下勝一君） ただ今教育長からご報告をいただきましたが、何かご質問等はないでしょうか。

#### 日程第4 非公開とする審議事項について

- 委員長（山下勝一君） 次に、日程第4。非公開とする審議事項について意見を伺います。日程第7、議案第68号、日程第10、議案第71号、日程第11、議案第72号、日程第12、議案第73号、日程第13、議案第74号及び日程第15諸報告第（2）の不登校児童・生徒の状況についてと、同じく第（3）のいじめの状況については、プライバシー保護のため、秘密会議といたしますがこれにご異議ございませんでしょうか。  
[「異議ありません」という声あり]

- 委員長（山下勝一君） 異議なしと認め、議案第68号及び議案第71号から議案第74号までの5議案ならびに諸報告の第（2）、第（3）につきましては秘密会議といたします。

#### 日程第5 議案第66号 上天草市就学援助費扶助規則の一部を改正する規則の制定

- 委員長（山下勝一君） それでは、日程第5。議案第66号上天草市就学援助費扶助規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- 学務課長（中文近君） 資料の2ページをご覧ください。議案第66号「上天草市就学援助費

扶助規則の一部を改正する規則の制定について」上天草市就学援助費扶助規則の一部を改正する規則を次のように制定することとする。平成28年12月21日提出上天草市教育委員会。教育長 藤本敏明。改正条文は、記載の通りですが、資料4ページをご覧ください。今回の改正の理由と主な内容を掲載しております。今回の改正は、個人番号法に基づきまして、次年度から他自治体等と情報連携するため、また申請者の利便性を向上させるために改正するものです。改正の内容としましては、第3条第2号の改正は、学校給食法の法令番号が誤っていたため、正しい法令番号に改めるものでございます。第5条の改正は、申請の手順として第2項及び第3項に民生児童委員意見書の全申請者提出必須を規定した条文でありましたけれども、申請の事務手続きを容易にするため削除し、認定時に必要に応じて提出を求めるよう、第6条に規定することとしました。また、これに伴い同条第4項を第2項に繰り上げるとともに、申請者の利便性及び事務の簡略化を図るため、申請書類の提出を学校経由とすることに伴い、表現を改めるものでございます。第6条の改正は、第5条の改正に伴い表現を改めるものです。様式第1号につきましては、情報連携に伴う個人情報提供の同意書と兼ねるものとし、事務の効率化を図るため、委任状及び口座振替依頼書を追加し改めました。様式第2号を様式第3号とし、様式第3号を様式第2号としております。また、それぞれの様式番号の横にかっこ書きで関係条例の番号を追加しています。資料の5ページから12ページまでが改正前後の対照表でございます。それから様式につきましては14ページから19ページに改正後の様式を掲載しています。提案理由としましては、いわゆる、個人番号法及び個人番号条例に基づき、教育委員会の独自利用事務として就学援助事務に個人番号を利用しているが、次年度より他の地方自治体等と情報連携するにあたり、個人番号を利用して所得等を確認するためには、本人の同意を得る必要があり、これに対応した様式に改める必要がございます。また、申請者の利便性、申請事務の効率化を図るため、事務手続きの規定を改めるもので、教育委員会規則を改正するためには、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第2号の規定により教育委員会に諮る必要がありますのでご審議の程、よろしくお願いいたします。以上でございます。

- 委員長（山下勝一君） ただいま事務局の方からの説明がございましたが、ただ今の件につきましてご質疑等はございませんでしょうか。
- 教育長（藤本敏明君） この件につきましては、今度の議会の一般質問で、他市町村においては民生児童委員の手を煩わせないという所も多いということが出ましたので、現在進めています。
- 委員長（山下勝一君） 教育長からのご補足がございましたけれどもよろしいですか。
- 委員（田中久美子君） 民生児童委員の意見書ですけど、この6条の方の改正後に、民生児童委員の意見書により関係する民生児童委員の意見を聞いてと書いてありますが、それと今までの違いを教えてくださいませんか。
- 委員長（山下勝一君） 改正前の第5条の民生児童委員の意見書と、それから改正後の第6条の民生児童委員の意見を聞いてという文言の部分の違いというのは、どのように違うのでしょうかというご質問ですよ。今までは意見書に必要事項を記載して、民生児童委員から提出があったと思うのですが、今回からは必要に応じて聞くということで、書類の提出が必要なくなったということですよ。
- 学務課長（中文近君） はい、民生児童委員からの意見書は必要ないけど、教育委員会事務局で審査するにあたり、わからないこと等があった場合は民生児童委員に意見を聞くということです。
- 委員長（山下勝一君） よろしいですか。他にご質疑等ございませんでしょうか。よろしいですかね。それでは、お諮り致します。議案第66号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することにご異議ございませんか。  
〔「異議ありません」という声あり〕

○委員長（山下勝一君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第6 議案第67号 上天草市特別支援教育就学奨励費扶助規則の一部を改正する規則の制定について

○委員長（山下勝一君） 次に、日程第6。議案第67号上天草市特別支援教育就学奨励費扶助規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長（中文近君） 資料の20ページをお願いいたします。議案第67号上天草市特別支援教育奨励費扶助規則の一部を改正する規則の制定について」上天草市特別支援教育奨励費扶助規則の一部を改正する規則を次のように制定することとする。平成28年12月21日提出上天草市教育委員会。教育長 藤本敏明。改正条文は、記載の通りですが、資料22ページをご覧ください。今回も先ほどと同様ですけれども、今回の改正は、個人番号法に基づき、次年度から他自治体等と情報連携、申請者の利便性向上のために改正するものです。改正の内容としましては、2条第3号の改正は、上天草市就学奨励費扶助規則の規則番号を最新の規則番号に改めるものでございます。第3条第2号の改正は、学校給食法の法令番号が誤っていたため、正しい法令番号に改めるものです。第4条の改正は、申請者の利便性及び事務の簡略化を図るため、申請書類の提出を学校経由とすることに伴い、表現を改めるものです。第5条第1項の改正は、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令の法令番号を表記していなかったために、その番号を加えるものです。第7条第1号の改正は、語句の表記が誤っていたため、正しい表記に改めるものです。様式第1号については、情報連携に伴う個人情報提供の同意書と兼ねるものとし、事務の効率化を図るため、委任状及び口座振込依頼書を追加しております。資料の23ページから25ページに改正前後の対照表を載せております。27ページは改正後の様式を掲載しています。提案理由といたしまして、個人番号法及び個人番号条例に基づき、教育委員会の独自利用事務として特別支援教育就学奨励費の支給事務に個人番号を利用していますが、次年度より他の地方自治体等と情報連携するにあたり、個人番号を利用して所得等を確認するためには、本人の同意を得る必要があります、これに対応した様式に改める必要があります。また、申請者の利便性、申請事務の効率化を図るため、事務手続きの規定を改めるもので、教育委員会規則を改正するためには、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第2号の規定により教育委員会に諮る必要がありますのでご審議のほどよろしくお願い致します。以上です。

○委員長（山下勝一君） 事務局からの説明がございましたが、委員のみなさんから、なにかご質疑等はありませんでしょうか。それでは、お諮りさせていただきます。議案第67号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○委員長（山下勝一君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することと決定いたしました。

日程第7 議案第68号 就学する学校の変更承認について

○委員長（山下勝一君） 次に、日程第7。議案第68号就学する学校の変更承認についてを議題といたします。この議題は、秘密会議といたします。この議案について事務局からの説明を求めます。

※【 議案第68号は秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

※【秘密会議終了】

日程8 議案第69号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

- 委員長（山下勝一君） それでは、日程第8。議案第69号専決処分の報告並びにその承認を求めることについてを議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます
- 学務課長（中文近君） 資料の29ページをお願いいたします。議案第69号専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、平成28年度途中における学校医の解嘱及び委嘱について、上天草市教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し承認を求める。平成28年12月21日提出上天草市教育委員会。教育長 藤本敏明。専決第11号、学校医の解嘱及び委嘱について、学校保健安全法（昭和33年4月10日法律第56号）第23条第3項の規定に基づき、龍ヶ岳小学校及び龍ヶ岳中学校の学校医を次のとおり解嘱及び委嘱するものとする。平成28年8月16日専決上天草市教育委員会。教育長 藤本敏明。解嘱する者は、島袋浩、委嘱する者は、田原正英でございます。任期は平成28年8月16日から平成29年3月31日まで、提案理由といたしまして、学校医の退職に伴い解嘱及び委嘱するもので、附属機関の委員その他非常勤職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により教育委員会に諮る必要がございます。退職に伴う学校医の変更であり、緊急を要し委員会の会議に付するいとまがないため、上天草市教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、専決処分し、同条第2項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものです。ご審議のほど、よろしくお願い致します。補足説明がございますが、専決を8月16日ということで遡っておりますが、これが10月の28日の就学時検診の時に学校の方から島袋医師が退職されているようだということの報告を受けました。この検診の時は代わりの医師が来ていらっしまったそうです。これまでも先生の方の医師の日程の都合では、上天草総合病院の先生ですけれども就学時検診には代理で来ていらっしまったということがあったそうです。その報告を受けまして、病院に確認いたしました。そして8月15日付で退職されたということだったので、代わりの先生を委嘱しなければならないということをお伝えいたしましたところ、後任の医師は検討させてくださいということでした。そして11月22日に病院の方から、田原医師の報告を受けたところでございます。以上でございます、よろしく申し上げます。
- 委員長（山下勝一君） 以上で、事務局からの説明がございましたが、なにかただ今の件についてご質疑はございませんでしょうか。よろしいですか。それでは、お諮り致します。議案第69号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することにご異議ございませんか。
- 〔「異議ありません」という声あり〕
- 委員長（山下勝一君） 異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第9 議案第70号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

- 委員長（山下勝一君） 次に、日程第9。議案第70号専決処分の報告並びにその承認を求めることについてを議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- 学務課長（中文近君） 資料の30ページをお願いいたします。議案第70号専決処分の報告並びにその承認を求めることについて平成28年度途中における上天草市就学指導委員会委員の解嘱及び委嘱について、上天草市教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し承認を求める。平成28年12月21日提出上天草市教育委員会。教育長 藤本敏明。専決第12号、上天草市就学指導委員会委員の解嘱及び委嘱について、上天草市就学指導委員会設置条例第3条2項5号の規定に基づき、上天草市就学指導委員会委員を次のとおり解嘱及び委嘱するものとする。平成28年12月1日専決上天草市教育委員会。教育長 藤本敏明。所属が民生児童委員連合会で解嘱するものは、荒木豊さん、委嘱するものは、木本軍司さんということでございます。任期

は、平成28年12月1日から平成30年5月31日まで。提案理由といたしまして、上天草市民生委員・児童委員の改選に伴い委員を解嘱及び委嘱するもので、附属機関の委員その他非常勤職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により教育委員会に諮る必要があるが、緊急を要し委員会の会議に付するいとまがないため、上天草市教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、専決処分し、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長（山下勝一君） ありがとうございます。以上、事務局からの説明がございましたが、ただ今のことにつきまして、なにかご質疑等はございませんでしょうか。民生児童委員の会長が変わられたので、変更しましたということですね。それでは、お諮り致します。議案第70号は、ただ今ご審議いただきましたとお承認することにご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○委員長（山下勝一君） それでは異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとお承認することに決定いたします。

日程第10 議案第71号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

○委員長（山下勝一君） 次に、日程第10。議案第71号専決処分の報告並びにその承認を求めることについてを議題といたします。この議題から、再び秘密会議とさせていただきます。この議案について、事務局からの説明を求めます。

※【 議案第71号から議案74号までは秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

※【 秘密会議終了】

日程第14 議案第75号 専決処分の報告について

○委員長（山下勝一君） 次に、日程第14。議案第75号専決処分の報告についてを議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長（中文近君） 資料の36ページをお願いいたします。議案第75号専決処分の報告について、教育委員会が保有する公文書の開示請求があった件について、上天草市教育長に対する事務委任規則第3条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。平成28年12月21日提出上天草市教育委員会。教育長 藤本敏明。専決第15号、公文書の開示請求に対する開示等の決定について平成28年12月5日付けで請求があった公文書開示請求書（別紙）については、上天草市情報公開条例第11条に基づき次のとおり決定する。平成28年12月16日専決上天草市教育委員会。教育長 藤本敏明。まず、公文書開示請求書は37ページでございます。資料の37ページに開示請求書を掲載しております。開示の内容は、平成26年度から平成28年度にかけて市内の小中学校に納入された体育の授業で使用するマット及び運動会等で使用するテントの品番、納入価格、納入業者名、見積もり参加業者、同等品の可否について請求されたものです。次のページが、公文書開示決定通知書で、その次に、開示した内容を掲載しております。39ページの開示した内容についてですが、1の体育の授業で使用するマットは学校の方で直接購入されたものでございます。2点あります。その下の運動会等で使用するテントにつきましては、監理課に購入依頼をし入札委より購入したものでございます。提案理由といたしまして、平成28年12月5日付けで教育委員会が保有する公文書の開示請求があった件について、上天草市情報公開条例に基づき審査した結果、請求された公文書の開示の決定をいたしました。情報公開については、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第16号の規定により教育委員会に諮

る必要がございますけれども、その決定については15日以内に行わなければならないため、同規則第3条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により委員会に報告するものでございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（山下勝一君） 以上事務局からの説明がございましたけれども、ただ今の件についてなにかご質疑等はございませんでしょうか。よろしいですかね。それでは、ご質疑等ございませんので、次に進ませていただきます。

#### 日程第15 諸報告

○委員長（山下勝一君） 次に日程第15。諸報告に入らせていただきます。まず、報告第（1）1月の行事予定についての説明をお願いします。

○教育審議員（福嶋光浩君） 資料の40、41ページに、1月の行事を載せております。主なものを報告させていただきます。1月3日火曜日にアロマで恒例の上天草市成人式が行われます。14日土曜日には小中学生の書初めの大会がございます。それと20日金曜日が定例の教育委員会議になります。21日土曜日がアロマで、クラブ対抗団結駅伝大会がございます。主な行事は以上になります。

○委員長（山下勝一君） ありがとうございます。以上、説明がございましたけれども、ただいまの報告について、なにか質疑等はございませんか。よろしいですかね。

○委員（田中久美子君） すいません、よろしいですか。1月に行われる県庁での研修はないのでしょうか。

○学務課長補佐（松尾伸之君） その件につきましては、会議終了後にご説明いたします。

○委員長（山下勝一君） よろしいですかね。それでは、次に進みたいと思います。報告第（2）、第（3）につきまして秘密会議といたします。それでは、報告第（2）不登校児童・生徒の状況についての説明をお願いします。

### ※【 報告第2から報告第3までは秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

#### ※ 【秘密会議終了】

○委員長（山下勝一君） 次に、報告第（4）教職員の勤務時間管理について説明をお願いいたします。

○教育審議員（福嶋光浩君） 43ページにですね、11月の状況を載せております。本年度に入りまして、今月も含めて医師による面談の希望者っていうのはございませんでした。以上です。

○委員長（山下勝一君） 今のことにつきましては、何かご質疑等はございませんでしょうか。

○委員（田中久美子君） この毎月数名の先生方がここに数として挙がってきてますけれども、例えば同じ先生なのかそれぞれ別の先生なのかというのを知りたいんですけど。

○教育審議員（福嶋光浩君） はい、ほぼ同じ先生です。

○委員（古川佐奈江君） 講師の方はあんまり超勤では上がってこないと思うんですけど、10月、11月で上がってきているんですが、研究発表とかですか。

○教育審議員（福嶋光浩君） 中学校の講師は部活の方を持ちますので、土曜、日曜の方をカウントしていると思います。

○委員（古川佐奈江君） 中学校の部活動と受け取っていいんですね。

○教育審議員（福嶋光浩君） 小学校は、毎月お2人ぐらいです。あとは全部中学校です。

○委員長（山下勝一君） よろしいですかね。それでは、次に行きます。報告第（5）後援等名義使用承認の報告について説明をお願いします。

- 学務課長（中文近君） 資料の44ページをお願いいたします。行事名が「第42回天草吹奏楽リーダー研修会」天草吹奏楽連盟の主催で、演奏技量を高めることを目的に、天草管内の小中高生の吹奏楽部を対象として合宿形式により、12月27、28日にかけて天草青年の家で開催されます。この事業に名義後援として12月7日に承認いたしました。以上でございます。
- 社会教育課長（中田清治君） 資料の44ページをお願いします。行事名が、みんなであそぶG.O.かい、上天草市男女共同参画フォーラムで、開催趣旨としましては、お互いの人権を尊重しあい、自分らしく生きる喜びを感じ、安心して心豊かに暮らせる、つながりあい、男女（ともに）につくろう、心かようまちを基本理念に、上天草市の男女共同参画社会の実現をめざすため、上天草市男女共同参画週間の期間中に本大会を開催するものでございます。開催日時・場所につきましては、平成29年1月28日（土）13時から16時まで、松島総合センター「アロマ」アロマホールで開催されます。主催者は「上天草市」からの申請です。承諾日につきましては、12月9日の承諾でございます。以上でございます。
- 委員長（山下勝一君） 事務局から説明がありましたが、ただ今の説明について、何かご質疑等はありませんか。よろしいですか。次に報告第（6）人事異動について説明をお願いいたします。
- 社会教育課長（中田清治君） はい、資料はありませんので、口頭でご報告いたします。平成28年12月1日付けで、社会教育課の人事の異動がございました。これは、本年9月1日付けの異動により、本課職員1名が減になっていましたが、今回、補充されたものであります。着任者は、山崎菜々子主事で総務企画部総務課からの出向でございます。事務の内容につきましては、生涯学習に関する青少年・人権及び文化芸術振興を担当いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。
- 委員長（山下勝一君） ありがとうございます。ただいまの件について、何かご質疑ございませんでしょうか。よろしいですかね。以上で予定された諸報告は終わりましたが、その他、事務局からの追加報告等はありませんでしょうか。
- 学務課長（中文近君） まず初めに人事の件なんですけれども、学務課の嘱託職員事務補助の北脇さんが明日をもって退職となります。後任として、松島町の阿村出身の桑原脩さんという方を先日面接いたしまして、1月から就いていただくということにしております。ご報告しておきます。それともう一点、給付型奨学金制度の創設についてということで、この制度については総合教育会議の時にも市長が述べられましたが、平成29年度から実施できるように、現在、企画政策課と学務課で制度設計を行っているところでございます。この制度の概要としましては、奨学生が学校卒業後に償還が始まってきますけれども、上天草市内の事業所等に就職、就業した場合に、就業年度の翌年度から、貸与総額の10分の1を上限として、補助金によって還付するという制度でございます。最長10年補助金により還付するものでございます。
- 委員長（山下勝一君） 10分の1ずつ、10年間かけて全額無料にする。10年間勤めればよいということですよ。
- 学務課長（中文近君） 例えば、高校3年間、奨学金を貸与を受けると、2万円ですので総額72万円となります。償還は大体月額6千円で償還するということがほとんどなんですけれども卒業後にこちらに就職された場合は、まずは償還が始まります。年間に7万2千円償還されるわけなんですけれども、この償還貸与額72万円の10分の1ですから、当然7万2千円になるんですけれども、それを次の年度に補助金として返すということです。
- 教育長（藤本敏明君） 本人は払いながらですね。
- 学務課長（中文近君） そうですね、本人は払うんです。本人はずっと償還はしていくんですけども、次の年度には返します。10年が限度ということです。
- 委員（松本修吾君） 奨学金の貸与を受けた人が、10年間上天草市内で働いてもらえれば、無料になるということですよ。いい考えですね。



- 学務課長（中文近君） 償還も例えば5年償還という設定をされる方も、急ぐ方もいらっしゃいますけれども、5年間ですと1年間に14万4千円ですが、7万2千円の倍ですから、しかしあくまでも、還付補助金としては7万2千円、総額の10分の1です。10年間でするので結局結果は一緒です。今現在、細かな部分を調整しております。今後のスケジュールとしましては、1月にですね、この委員会で条例についてご意見をいただきたいと思っております。それからその後に3月の市議会にその条例を提出して、その可決された後に関連する規則及び要綱、これを3月の教育委員会会議でお諮りさせていただきたいと考えております。最短で、例えば今の29年度から開始するということになると、29年度に借りた人、例えば高校3年生の人が継続して借りたということになると、30年度に卒業になりますので、卒業して地元就職して30年度から償還していく、31年度に補助金として支払うということです。最短では31年度から補助金を支給するということになります。
- 教育長（藤本敏明君） その場合は、3年生の分だけが補助金としてくるということですかね。
- 委員長（山下勝一君） 29年4月以降の、奨学金貸与分に対して適用するということですね。
- 学務課長（中文近君） 金融機関もですね、今後は連携するというので、企画政策課の方から、いろいろ協議をさせていただいています。将来的には、この事務自体をですね金融機関で取り扱うような方向で考えていきたいと思っております。
- 委員（田中久美子君） 上天草市内の会社に就職した場合ですけど、卒業してすぐに就職した場合ですよね。
- 学務課長（中文近君） 一旦卒業後、市外に出られて帰ってきたら、その帰ってきた時からの、翌年から支給します。それがその10年間以内という話しです。例えば5年後に帰ってきたら、その後の5年間は補助金として返しますよということです。ただし途中で転出されたら、再転入されても、もう補助はしないということで考えています。今後はいろんな細かな部分の調整が必要ですので現在協議中でございます。
- 委員（松本修吾君） なかなか若い人が残ってくれないと経営者の人が言ってますからね。
- 委員長（山下勝一君） おっしゃる通りで非常にありがたく、是非これを利用して上天草高校へ進学してほしいなと思っております。非常に良い案件だと思いますので、是非これを進めていただければと思います。ほかに何かありませんでしょうか。追加説明等はないですか。それでは質疑、追加の報告等もございませんので、以上で予定されておりました案件はすべて終了させていただきます。これをもって平成28年第15回教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 午前11時20分